

平成27年6月25日訓令第11号

名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号。第10条に基づく名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定及び推進に当たり、広く関係者の意見を反映させるため、名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の推進及び検証に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 産業関係の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 金融機関の代表者
- (4) 労働団体の代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、妨げないものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会に、委員長1人及び副委員長2人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長の指名により定める。

3 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 推進委員会は公開とする。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を推進委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、総務部企画課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月25日から施行する。

名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会委員

No	組織分類	推薦団体名	役職	推薦者名
1	産業界	名寄商工会議所	専務理事	扇谷 茂幸
2		風連商工会	事務局長	尾矢 直紀
3		名寄青年会議所	理事長	大沼 広明
4		JA道北なよろ	代表理事専務	東野 秀樹
5		上川北部森林組合	参事	田中 英彰
6	教育	名寄市立大学	保健福祉学部長	安藤 清一
7	金融機関	北星信用金庫	上席調査役	今井 利憲
8	労働団体	連合北海道名寄地区連合会	会長	東 則良
9	その他	名寄市町内会連合会	会長	中村 雅光
10		なよろ観光まちづくり協会	専務理事	野間井 照之
11		風連まちづくり観光	事務局長	宮崎 敬市
12		名寄市社会福祉協議会	事務局長	三谷 正治
13		名寄市民生委員児童委員連絡協議会	風連地区主任児童委員	田中 多喜子
14		名寄市女性団体連絡協議会	事務局会計	森川 和子
	オブザーバー	北海道上川総合振興局	戦略策定支援担当部長	清水目 剛